

マイナ保険証を作らなく ても！資格確認書で受診 できます!!

埼玉土建一般労働組合
社会保障対策部
2025年12月1日

12/2からも 今の 資格確認書(旧保険証)は使えます

国は人権無視の欠陥だらけのマイナ保険証の普及をねらい、TVのCMや病院や薬局でむりやり「マイナ保険証の利用」を患者に迫っています。しかし実態は7割の医療機関でマイナ保険証のトラブルが発生し、混乱する医療現場の困難な実態が明らかになっています。窓口で聞かれた時は、「マイナ保険証でなければならない理由は何ですか?」「私は資格確認書(旧保険証)を使います」と意思表示しましょう!!

◇現在の資格確認書(旧保険証)は有効期限まで普通に使えます

2025年12月2日以降も、現在手元にある資格確認書(旧保険証)は有効期限が切れるまで(土建国保は3月31日まで)今まで通り使えます。12月2日以降も、お手元の保険証は絶対に廃棄しないでください。

◇マイナ保険証のない人には、申請なしで資格確認書がもらえます

マイナカードを持たない人、マイナ保険証の登録をしない人には、資格確認書が切れる際(土建国保は来年3月末)に資格確認書が申請なしで交付されます。

◇資格確認書は、今までの保険証と同じように使えます

資格確認書は、これまでの保険証と全く同様に使うことができます。窓口でいったん10割を払わされることはありません。

◇だから、あわてて「マイナ保険証」を作らなくても大丈夫

したがって、あわててマイナカードを作ったり、マイナ保険証の登録をしたりする必要はまったくありません。

◇2024年10月以降から、マイナ保険証の利用登録の「解除」も可能です！

昨年10月以降から加入する健康保険に申請すれば、マイナ保険証の利用登録の解除が可能です。(土建国保は支部窓口、協会けんぽは協会けんぽ、市町村国保・後期高齢者は市役所・役場)一度利用登録しても、やっぱり「資格確認書」を使いたいという人は、登録解除をすれば「資格確認書」の交付対象になります。申請の詳細は支部へお問い合わせください。



◇マイナ保険証の押し付け・健康保険証へ戻せの運動とともに「あわてなくても大丈夫」の周知を急ぎ広げましょう！

埼玉土建や東京土建、全労連などが加盟するマイナンバー反対連絡会では、情報周知の取り組みを強めます。各支部・分会・班・地域でも、マイナ保険証の押し付け反対の運動を！

そして「あわててマイナ保険証を作らなくても大丈夫」の周知を急いで広げていきましょう。



「あわててマイナ保険証を作らなくても大丈夫」を急いで広げよう！